

組 合 公 報

平成 2 2 年 5 月 2 6 日
富山市下野 9 9 5 番地の 3
富山県市町村職員共済組合

公告第 2 号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部を下記のとおり改正することについては、平成 2 2 年 5 月 2 5 日開催の第 1 3 6 回組合会において議決されたので公告する。

平成 2 2 年 5 月 2 6 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 4 0 年 6 月 1 7 日規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3. 4 6」を「4. 3 6」に、「2. 8 8」を「3. 6 3」に、「3. 2」を「4. 1」に改める。

第 8 条第 3 項第 1 号中「母子保健法」の下に「(昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号)」を加える。

第9条の見出し中「一部負担金」を「債権保全に係る一部負担金」に、同条第1項中「納付」を「負担」に改め、同条第2項中「前項に規定する」の下に「一部負担金を負担するときは、第7条第1項の規定による利息と併せて納付するものとし、」を加え、同条第3項を削る。

第13条第1項中「貸付金の対象となった不動産」の下に「(土地及びその定着物をいう。以下同じ。)」を加え、「するものとする。」を「しなければならない。」に改める。

第14条第1項中「別表2で定める償還表」を「理事長が別に定める償還表」に改め、「毎月元利均等により償還」の下に「(以下この条において「毎月償還」という。)」を加え、「ただし、住宅貸付にあつては借受人の申出により別表3で定める償還表により償還できるものとする。」を削り、同条第2項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 住宅貸付を受けた借受人は、貸付金額が10万円以上の場合においては、前項の規定にかかわらず、貸付けを受けた月の翌月以後の最初の期末手当等(法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下この条において同じ。)の支給月から理事長が別に定めるところにより、前項に規定する毎月償還と期末手当等からの償還を併用することができる。

第14条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同条第4項中「第1項」の下に「及び第2項」を加え、同条第5項中「1. 88」を「2. 33」に改め、同条第6項中「第1項」の下に「及び第2項」を加え、同条第7項中「、第3項」を「、第2項」に改め、「第4項」の下に「、第5項」を加え、同条第9項中「、第3項、第4項及び第5項」を「、第4項、第5項及び第6項」に改める。

第15条第1項中「、同条第3項後段、同条第4項又は第8項」を「、同条第2項、同条第4項後段、同条第5項又は第9項」に改め、「給与支給日」の下に「及び期末手当等支給日」を、「借受人の給与」の下に「若しくは期末手当等(以下「給与等」という。)」を加え、同条第2項中「第2項」を「第3項」に、「第6項」を「第7項」に、「給与」を「給与等」に改める。

附則第2項第1号中「3. 2」を「4. 1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(利息等に係る経過措置)

- 2 改正後の富山県市町村職員共済組合貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第 1 項の規定は、平成 22 年 6 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 4.1 % を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第 1 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第 1 項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規

則附則第1項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は、改正箇所を示す)

現 行	改 正 後	備 考
富山県市町村職員共済組合貸付規則	富山県市町村職員共済組合貸付規則 [最終改正 平成22年 月 日]	
(貸付利率)	(貸付利率)	
第7条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、年 <u>3.46%</u> （災害貸付にあつては年 <u>2.88%</u> 、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては、年 <u>3.2%</u> ）とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。	第7条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、年 <u>4.36%</u> （災害貸付にあつては年 <u>3.63%</u> 、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては、年 <u>4.1%</u> ）とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。	平成21年度 財政再計算に おける予定運 用利回り（年 4.1%）を踏ま え、貸付利率の 本則を変更す るもの
2～3 （略）	2～3 （略）	
(貸付けの申込み)	(貸付けの申込み)	
第8条 （略）	第8条 （略）	
2 （略）	2 （略）	
3 （略）	3 （略）	
一 第4条第3項第1号に掲げる者 母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）の写し及び出産予定日まで2月以内（多胎妊娠の場合は4月以内）であることを証明する書類	一 第4条第3項第1号に掲げる者 母子保健法 <u>（昭和40年法律第141号）</u> 第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）の写し及び出産予定日まで2月以内（多胎妊娠の場合は4月以内）であることを証明する書類	表現の適正 化のため
二 （略）	二 （略）	
(一部負担金)	(債権保全に係る一部負担金)	
第9条 借受人は、貸付債権の保全に要する費用の一部（以下「一部負担金」という。）を <u>納付</u> しなければならない。ただし、高額医療貸付及び出産貸付並びに第13条の規定により抵当権を設定する貸付けを除くものとする。	第9条 借受人は、貸付債権の保全に要する費用の一部（以下「一部負担金」という。）を <u>負担</u> しなければならない。ただし、高額医療貸付及び出産貸付並びに第13条の規定により抵当権を設定する貸付けを除くものとする。	表現の簡素 化及び適正化 等のため
2 前項に規定する一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。	2 前項に規定する <u>一部負担金を負担するときは、第7条第1項の規定による利息と併せて納付するものとし、一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。</u>	

現 行	改 正 後	備 考
3 <u>第14条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項及び第8項、第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項の規定は、第1項の一部負担金について準用する。</u> <u>この場合において、第14条第1項及び第8項中「元利均等により償還」とあるのは「一部負担金を納付」と、第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項中「利息」とあるのは「一部負担金」と、第14条第2項及び第6項並びに第15条第2項中「償還」とあるのは「納付」と、第14条第2項及び第6項中「未償還元利金」とあるのは「未納付の一部負担金」と、第14条第5項中「償還」とあるのは「一部負担金の納付」と、同項中「償還金の償還方法」とあるのは「一部負担金の納付方法」と、第14条第8項中「利息に相当する額を加えた額を償還」とあるのは「一部負担金に相当する額を加えた額を納付」と、第15条第2項中「償還金」とあるのは「一部負担金」と、第16条第1項中「未償還元利金の即時償還」とあるのは「未納付の一部負担金の納付」と、第16条第2項中「貸付元利金の償還」とあるのは「一部負担金の納付」と読み替えるものとする。</u> (抵当権の設定) 第13条 住宅貸付又は災害貸付（家財及び盗難等による損害に係る貸付けを除く。）の借受人は、貸付金の対象となった不動産の購入又は工事が完了したときは、<u>当該不動産について、理事長が別に定めるところにより抵当権を設定するものとする。</u> 2 (略) 第3章 償還 (償還期間及び金額) 第14条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる月数以内で別表2で	(抵当権の設定) 第13条 住宅貸付又は災害貸付（家財及び盗難等による損害に係る貸付けを除く。）の借受人は、貸付金の対象となった不動産<u>（土地及びその定着物をいう。以下同じ。）</u>の購入又は工事が完了したときは、当該不動産について、理事長が別に定めるところにより抵当権を設定<u>しなければならない。</u> 2 (略) 第3章 償還 (償還期間及び金額) 第14条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる月数以内で理事長が	抵当権の設定及び表現の適正化のため

現 行	改 正 後	備 考
定める償還表により毎月元利均等により償還するものとする。ただし、<u>住宅貸付にあっては借受人の申出により別表3で定める償還表により償還できるものとする。</u>ただし、修学貸付の利息は、貸し付けた月の翌月から支払うものとする。 一～四 （略） 2 前項の規定にかかわらず、災害再貸付の貸付けを受けたときは、住宅貸付又は災害貸付に係る未償還元利金（当該災害再貸付に係るものを除く。）を一時に償還しなければならない。 3 理事長は、特別に事情があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、貸付けを受けた月の翌月から支払うものとする。 一 普通貸付及び住宅貸付（第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。） 償還期間内において3月 二 災害貸付（第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。） 償還期間内において1年 三 特別貸付のうちの医療貸付 償還期間外において2年間を限度として当該貸付けの対象となった療養の期間 四 特別貸付のうちの入学貸付 償還期間外において当該貸付けの対象となった学校の修業年限 五 特別貸付のうちの結婚貸付及び葬祭貸付 償還期間内において3月	別に定める償還表により毎月元利均等により償還（以下この条において「毎月償還」という。）するものとする。ただし、修学貸付の利息は、貸し付けた月の翌月から支払うものとする。 一～四 （略） 2 住宅貸付を受けた借受人は、貸付金額が10万円以上の場合においては、前項の規定にかかわらず、貸付けを受けた月の翌月以後の最初の期末手当等（法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下この条において同じ。）の支給月から理事長が別に定めるところにより、前項に規定する毎月償還と期末手当等からの償還を併用することができる。 3 前2項の規定にかかわらず、災害再貸付の貸付けを受けたときは、住宅貸付又は災害貸付に係る未償還元利金（当該災害再貸付に係るものを除く。）を一時に償還しなければならない。 4 理事長は、特別に事情があると認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、貸付けを受けた月の翌月から支払うものとする。 一 普通貸付及び住宅貸付（第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。） 償還期間内において3月 二 災害貸付（第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額を含む。） 償還期間内において1年 三 特別貸付のうちの医療貸付 償還期間外において2年間を限度として当該貸付けの対象となった療養の期間 四 特別貸付のうちの入学貸付 償還期間外において当該貸付けの対象となった学校の修業年限 五 特別貸付のうちの結婚貸付及び葬祭貸付 償還期間内において3月	表現の適正化等のため

現 行	改 正 後	備 考
4 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、償還期間外において3年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、第7条の規定にかかわらず、年1.88%とする。 5 理事長は、借受人が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（同法第9条に規定する部分休業を除く。以下、この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第11条第1項の規定により介護休業をしている場合において、<u>第1項の規定による償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第1項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の償還を猶予することができる。</u>この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。 6 借受人は、<u>第1項、第3項、第4項又は前項の規定による償還のほか理事長の定めるところにより未償還元利金の全部又は一部を随時償還することができる。</u> 7 高額医療貸付又は出産貸付に係る貸付金は、当該貸付に係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額により償還するものとする。この場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。 8 <u>第1項、第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、再任用職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る貸付金を、貸付を受けた月の翌月から地方公務員法第28条の4第1項に規</u>	5 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、償還期間外において3年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、第7条の規定にかかわらず、年2.33%とする。 6 理事長は、借受人が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（同法第9条に規定する部分休業を除く。以下、この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第11条第1項の規定により介護休業をしている場合において、<u>第1項及び第2項の規定による償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の償還を猶予することができる。</u>この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。 7 借受人は、<u>第1項、第2項、第4項、第5項又は前項の規定による償還のほか理事長の定めるところにより未償還元利金の全部又は一部を随時償還することができる。</u> 8 高額医療貸付又は出産貸付に係る貸付金は、当該貸付に係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額により償還するものとする。この場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。 9 <u>第1項、第4項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、再任用職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る貸付金を、貸付を受けた月の翌月から地方公務員法第28条の4第1項に規</u>	平成21年度財政再計算における予定運用利回り（年4.1%）を踏まえ、激甚災害による住宅貸付を行う場合の利率を変更するもの 表現の適正化等のため

現 行	改 正 後	備 考
定する任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定める償還表により毎元利均等により償還するものとする。 9 前項の場合において、毎元利均等により償還する償還額の合計額は、給料の額を超えることはできないものとする。 (償還の手続き) 第15条 理事長は、前条第1項、同条第3項後段、同条第4項又は第8項の規定による元利金の償還又は利息の支払いについては借受人の給与支給機関から当該元利金又は利息を給与支給日に借受人の給与から控除して払込みを受けるものとする。 2 前条第2項又は同条第6項の規定による償還をする場合又は給与の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与から控除できない場合は、借受人は振込依頼書により所属所長を経て理事長に払い込むものとする。 3～4 (略) 附 則 1 (略) (高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率の特例) 2 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、平成7年8月1日から地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日(理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日)までの間(以下「特例期間等の終了の日までの間」という。)においては、特例として、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預	定する任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定める償還表により毎元利均等により償還するものとする。 10 前項の場合において、毎元利均等により償還する償還額の合計額は、給料の額を超えることはできないものとする。 (償還の手続き) 第15条 理事長は、前条第1項、<u>同条第2項</u>、同条第4項後段、同条第5項又は第9項の規定による元利金の償還又は利息の支払いについては借受人の給与支給機関から当該元利金又は利息を給与支給日及び期末手当等支給日に借受人の給与若しくは期末手当等(以下「給与等」という。)から控除して払込みを受けるものとする。 2 前条第3項又は同条第7項の規定による償還をする場合又は給与等の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与等から控除できない場合は、借受人は振込依頼書により所属所長を経て理事長に払い込むものとする。 3～4 (略) 附 則 1 (略) (高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率の特例) 2 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、平成7年8月1日から地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日(理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日)までの間(以下「特例期間等の終了の日までの間」という。)においては、特例として、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預	表現の適正化等のため。 平成21年度 財政再計算に おける予定運 用利回り(年 4.1%)を踏ま え、貸付利率の 特例利率の下 限を変更する もの

現 行	改 正 後	備 考
託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日から当該各号に定める利率とする。 一 財政融資資金利率が2.4％を超え年3.2％を下回っている場合 毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26％を加えた利率（災害貸付にあつては当該利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては、財政融資資金利率） 二 （略） 3～5 （略）	託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日から当該各号に定める利率とする。 一 財政融資資金利率が2.4％を超え年4.1％を下回っている場合 毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26％を加えた利率（災害貸付にあつては当該利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては、財政融資資金利率） 二 （略） 3～5 （略）	

理 由 書

○ 第9条、第13条、第14条及び第15条の改正について

貸付事業の適正かつ円滑な運営に資するため、市町村連合会福祉事業委員会の答申（平成21年度答申第3号）を踏まえ、平成22年2月5日付け全共連福第27号通知に基づき抵当権の設定義務及び期限の明文化並びに表現の簡素化及び適正化を図ることを目的として、所要の改正を行うもの。

○ 第7条、第8条、第14条第5項及び附則第2項の改正について

貸付金の利率の下限が、地共済年金に係る財政再計算における予定運用利回りを踏まえ年4.1パーセントとされたことに伴い、平成22年3月30日付け総行福第171号総務省福利課長通知において貸付規則（準則）の一部改正されたことにより、本組合貸付規則においても同様の一部改正を行うもの。